

瀬戸内市告示第 22 号の 2

瀬戸内市建設工事総合評価落札方式要領

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る総合評価落札方式の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この告示における「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 の 2 の規定により、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第 3 条 対象工事は、建設工事のうち、次の類型に該当する工事の中から市長又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者（以下「契約担当者」という。）が選定する。

- (1) 特別簡易型 同種工事の経験・成績等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事
- (2) 簡易型 前号の工事に加え、施工計画等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

(入札手続)

第 4 条 総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、この告示によるものとし、この告示に規定がないときは、瀬戸内市建設工事制限付一般競争入札実施要綱（平成 25 年瀬戸内市告示第 17 号の 2。以下「一般競争要綱」という。）及び瀬戸内市電子入札実施要綱（平成 23 年瀬戸内市告示第 24 号）の規定によるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

- 第 5 条 総合評価落札方式の実施に当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、政令第 167 条の 10 の 2 第 4 項の規定により、あらかじめ 2 人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。
- 2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見

を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札時に必要な資料等)

第6条 契約担当者は、価格以外のその他の条件について評価を行う際に必要な次に掲げる資料等を、入札参加者から提出させるものとする。

- (1) 自己採点表(様式第1号)
 - (2) 技術資料(様式第2号)及び関係書類(以下「技術資料等」という。)
- 2 資料等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された資料等は返却しないものとする。

(入札公告)

第7条 契約担当者は、総合評価落札方式で建設工事に係る一般競争入札を行おうとするときは、入札公告に次の事項を加えて、公告する。

- (1) 総合評価落札方式による旨
- (2) 当該総合評価落札方式に係る落札者決定基準
- (3) 提出を求める技術資料等の内容及び提出期限等
- (4) その他必要と認める事項

(技術審査部会の設置及び落札者決定基準)

第8条 総合評価一般競争入札を実施する場合において、価格以外の技術的な要素の審査、評価を行うため、瀬戸内市建設工事総合評価一般競争入札技術審査部会(以下「技術審査部会」という。)を設置する。

- 2 技術審査部会は、瀬戸内市建設工事等入札指名委員会(以下「指名委員会」という。)の委員長が、案件ごとに指名する者で組織する。
- 3 契約担当者は、技術審査部会に諮り、評価基準、評価の方法その他の基準からなる落札者決定基準を定めるものとする。

(評価基準)

第9条 評価基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 評価項目 評価項目は、総合評価の形式並びに工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。
- (2) 得点配分 各評価項目に対する配点は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとし、配点の合計は10点から50点までの範囲内で定めるものとする。
- (3) 標準点(基礎点) 技術資料を提出した者に対して標準点(基礎点)を与える

ものとし、標準点は100点とする。ただし、瀬戸内市建設工事入札に係る低入札価格調査制度実施要領（令和6年瀬戸内市告示第22号の3）第3条に定める調査基準価格を下回る入札価格で入札した者の標準点（基礎点）については、特別簡易型（実績型）は75点、特別簡易型（育成型）は80点及び簡易型は65点とする。

- (4) 加算点 各評価項目の得点を合計し、これを10点から50点までの範囲内に換算したものを加算点とする。

（評価の方法）

第10条 価格以外のその他の条件の評価に係る総合評価は、標準点（基礎点）に自己採点表の加算点（簡易型にあっては、契約担当者が採点した施工計画に係る加算点を含む。以下同じ。）又は自己採点表の加算点について、契約担当者が技術資料等の内容を確認した者にあっては、確認後の加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

- 2 技術資料等は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち評価値の最も高いもの（瀬戸内市建設工事入札に係る低入札価格調査制度実施要領の規定により失格となった者及び契約の内容に適合した工事の履行がされないおそれがあると判断された者（以下「失格者等」という。）を除く。）から契約担当者が指定する期限までに提出を求めるものとし、提出方法及び提出先は、公告により明らかにするものとする。ただし、契約担当者が必要と認めるときは、その他の入札参加者に対しても技術資料等の提出を求めることができるものとする。
- 3 契約担当者は、前項の規定により技術資料等の提出を求めた入札者について、技術資料等の内容を確認した結果、他の者の評価値が高いと判断した場合は、次順位の者が既に技術資料等を提出している場合を除き、次順位の者から技術資料等の提出を求めなければならない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、簡易型により発注する工事にあつては、入札した全ての者から提出を求めるものとし、提出方法、提出先及び提出期限は、公告において明らかにするものとする。
- 5 契約担当者は、技術資料等の確認を評価値の最も高い者から順に実施し、評価値の最も高い者を確認することができるまで行うものとする。この場合において、技術資料等の確認の結果、入札者が記載した自己採点表の評価項目の一部又は全部の得点（以下「自己採点表の得点」という。）が、契約担当者の確認した得点（以下「確認した得点」という。）と異なる場合、当該評価項目の得点については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 自己採点表の得点が、確認した得点を超える場合 確認した得点の2分の1の得点

(2) 自己採点表の得点が、確認した得点未満の場合 自己採点表の得点

- 6 特別簡易型により発注する工事において、第2項の規定により技術資料等の提出を求めることが可能な入札参加者が1者のみである場合は、同項及び前項の規定にかかわらず、契約担当者は、当該入札参加者に対し技術資料等の提出を求めず、技術資料等の内容の確認を省略することができる。

(入札参加の申出手続等)

- 第11条 入札に参加しようとする者に関し、一般競争要綱第4条の規定にかかわらず、関係書類のうち施工実績調書及び配置予定技術者調書を除く書類（以下「資格確認書類」という。）は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち評価値の最も高い者（失格者等を除く。以下「最低価格入札者等」という。）から契約担当者が指定する提出期限までに提出を求めるものとし、提出方法及び提出先は、公告において明らかにするものとする。ただし、契約担当者が必要と認めるときは、最低価格入札者等以外の入札者に対しても資格確認書類の提出を求めることができる。
- 2 契約担当者は、前項の規定により資格確認書類の提出を求めた入札者について、入札参加資格を有することが確認できないと判断した場合は、次順位の者が既に資格確認書類を提出している場合を除き、次順位の者から資格確認書類の提出を求めなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、簡易型により発注する工事にあつては、入札した全ての者から提出を求めるものとし、提出方法、提出先及び提出期限は、公告において明らかにするものとする。
- 4 入札参加資格の審査は、一般競争要綱第13条の規定にかかわらず、評価値の最も高い者から順に実施し、入札参加資格を有している者を確認することができるまで行うものとする。ただし、簡易型により発注する工事にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者全員について行うものとする。

(落札者決定の方法)

- 第12条 契約担当者は、入札執行後、落札者の決定を保留し、次の要件に該当する者について、技術審査部会を経由して指名委員会に諮り、評価値の最も高い者を落札者とする。
- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 低入札価格調査において、契約の相手方として不適当とされないこと。
- 2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

(入札の無効)

第 13 条 技術資料等の提出を求められたにもかかわらず提出しない者のした入札又は技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、審査及び評価の対象としない。

(総合評価結果の公表)

第 14 条 契約担当者は、落札者を決定したときは、遅滞なく技術資料等の評価の結果及び評価値等(様式第 3 号)を入札情報公開システムに掲載するとともに、総務部契約管財課での閲覧に供するものとする。

(苦情申立て等)

第 15 条 入札に参加した者で落札者とならなかった者は、前条に規定する公表を行った日の翌日から起算して 3 日(瀬戸内市の休日を定める条例(平成 16 年瀬戸内市条例第 2 号)第 2 条に規定する市の休日を除く。)以内に、落札者として選定されなかった理由の説明を契約担当者に求めることができる。

(評価内容の担保等)

第 16 条 請負者の責めにより、契約時における価格以外のその他の条件に係る評価の内容を満足できなかった場合、契約担当者は、工事成績評定点の減点を行うものとし、減点方法は工事成績評定表の「法令遵守等」において、未実施の評価項目ごとに 5 点を減じるものとする。

(その他)

第 17 条 この告示に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。